

Ⅲ. 整備基準の解説

解説の見かた・読み方

- 「整備基準」： 川崎市福祉のまちづくり条例施行規則で規定されている基準です。
- 「解説」： 整備基準のより具体的な内容及び整備基準の根拠・説明
- 「望ましい水準」： 整備基準を遵守した上で、障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、より望ましい整備水準を記載しています。

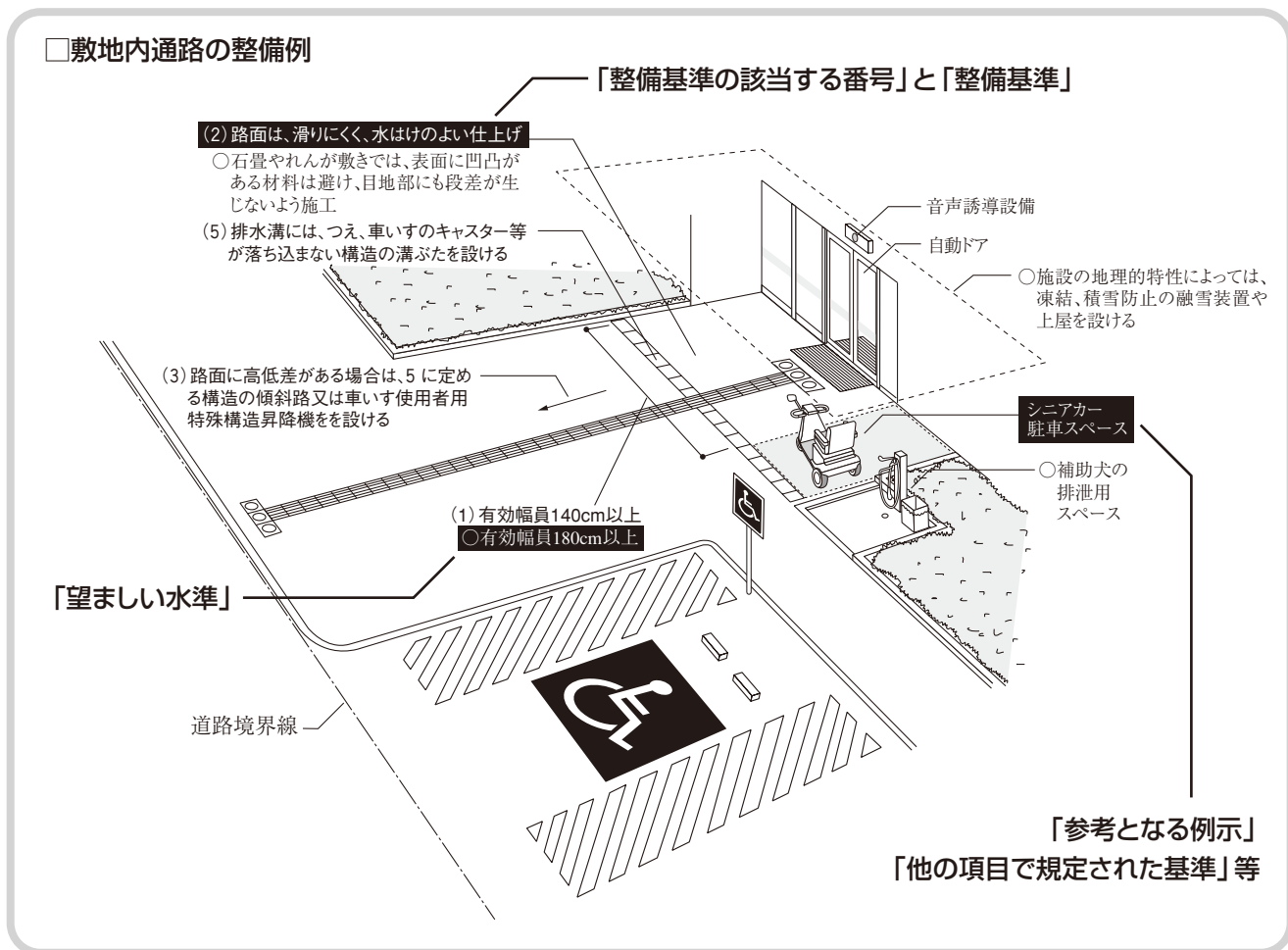
例) 1 敷地内通路

	整備基準	解説	望ましい水準
	直接地上へ通ずる出入口から敷地に接する道に至る敷地内通路のうち、1以上の敷地内通路は、次に定める構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、最も主要な出入口(表玄関)に接続させるが、その他の出入口に至る経路についてもできるかぎり整備する必要がある。 ●敷地内通路の位置については、歩車道の分離に極力配慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて手すりを設けること。 ○敷地が広く、敷地内に建築物が複数ある場合などは、触知図を設置すること。 ○施設の地理的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設けること。 ○整備された出入口に通ずる敷地内通路は、地形の特殊性により困難な場合以外は整備すること。 ○補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)利用者への配慮として、補助犬の排泄スペース、出入口の幅員に配慮すること。
(1) 有効幅員	有効幅員は、140cm以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「有効幅員」とは、内のりのことであり、手すりやキックプレート等がある場合は、その内側からの寸法となる。以下同じ。 ●「140cm」は、車いすが転回(180°方向転換)できる寸法である。 	○車いす同士のすれ違いを考慮し、180cm以上とすること。
(2) 路面の仕上げ	路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	○石畳やれんが敷きでは、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないように施工すること。
(3) 路面の高低差の処理	路面に高低差がある場合は、5に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号又は第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。ただし、高低差が2cm以下の場合、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者が、自力で傾斜した通路を登坂するには相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、こう配はできる限り緩くする必要がある。 ●車いす使用者の通行を妨げるため、進行方向以外への側面へ傾斜させないこと。 	○3において規定する小規模施設及びその他の非該当施設に関しても、傾斜路のこう配は、1/15を超えないこと。

図の配置： 原則として、基本となる図を上部に配置し、個別の整備基準を説明する図や写真をその下に配置しています。

図中の記号等について（凡例）

- (1)ア 説明文（ゴシック体） → 「整備基準の該当する番号」と「整備基準」
- 説明文（明朝体） → 「解説」
- 説明文（明朝体） → 「望ましい水準」
- 無印 説明文（明朝体） → 「参考となる例示」「他の項目で規定された基準」等
- ○ については⑤を参照 → 参照すべき「他の項目」



注) 掲載されている図等は、「整備基準」や「その解説」「望ましい水準」等を理解しやすいように、例示的に図解したものです。具体的な整備にあたっては、施設の目的、用途、構造などに応じて工夫し、障害者、高齢者等がより利用しやすいよう、配慮をお願いします。